

指定共同生活援助 重要事項説明書

あなたに対する指定共同生活援助の提供開始にあたり、社会福祉法第 76 条、77 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人あしたの会
所在地	岐阜県山県市大桑 3512 番地 1
電話番号	0581-27-0086
代表者氏名	理事長 真野 賢児
設立年月	平成 9 年 7 月 8 日

2 利用事業所

事業の種類	指定共同生活援助
事業所の名称	共同生活支援センター クローバー
事業所の所在地	岐阜県各務原市蘇原花園町 4 丁目 77 番 2
連絡先	電話番号 058-380-3777 ファックス 058-380-3778
管理者	五島 麻美
サービス管理責任者	山田 真美
主たる対象者	知的障害者
定 員	6 名
開設年月日	平成 29 年 4 月 1 日
事業所番号	2 1 2 0 5 0 0 6 5 3

3 サービスの目的・運営方針

目 的	利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った適切な指定共同生活援助の提供を行います。
運営方針	利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排せつ及び食事の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行います。 関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図り適正なサービスを提供します。

4 サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施 設

建物	構 造	鉄筋 2 階建
	敷地面積	304 m ²
	延べ床面積	198 m ²

(2) 主な設備

	部屋数等	備 考
居 室	6 室	全室個室 8.5 m ² 2室 8.6・8.9・9・9.4 m ² 各 1室
食堂・居間	1 室	14.26 m ²
洗面所	3 か所	
トイレ	3 か所	
風呂場	1 か所	

5 サービス提供職員の設置状況

(1) 職員の配置数

職 種	員数	常 勤		非常勤		備 考
		専従	兼務	専従	兼務	
管 理 者	1		1			
サービス管理責任者	1		1			
世 話 人	4			4		
生活支援員	2		2			

※常勤換算とは・・・職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

(2) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管 理 者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
世 話 人	正規の勤務時間帯（15：00～10：00）夜間支援有
生活支援員	正規の勤務時間帯（15：00～10：00）夜間支援有

6 サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

種類	内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食 事	世話人が栄養の嗜好や糖尿病等の健康状態を考慮して献立を工夫します。
排 泄	排泄に関する援助を行います。
入 浴	入浴に関する援助を行います。
着替え、整容等	身だしなみ、清潔さには特に注意を払います。 利用者の好みにより、希望があれば付き添って購入します。
活動支援	地域行事への参加を促進します。 地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を育てます。
健康管理	世話人等により観察、疾病予防、健康管理に努めます。 また、緊急時必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い

等について配慮します。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

	金額	備考
家賃	25,800 円	月額 ただし、特定障害者特別給付金が事業者に支給された場合は、当該特定障害者特別給付費を控除した額とします。
食材料費	18,200 円	700 円/日×26 日(朝:300 円 夕 400 円) 朝食・夕食分の食材費と食事に関わる諸経費を含みます。 翌月、精算いたします。
光熱水費	16,000 円	月額 居室分、共用分を含みます。
日常生活上、必要となる経費	実費	日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者が負担することが適当であるものにかかる費用をいただきます。
合計	60,000 円	

※サービスの概要

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7 利用料金

(1) 訓練等給付対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち 9 割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市（町・村）から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証を御確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6 サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目を御参照ください。

(3) 利用料金の御支払方法

前記（1）（2）の料金は 1 ヶ月ごとに計算し、御請求しますので、27 日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。

ア 下記指定口座への振込み

十六銀行 蘇原支店 普通預金 1694462

イ 金融機関口座からの口座振替

8 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及

び緊急時における医療機関等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市(町・村)及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

9 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

10 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 サービス管理責任者 山田 真美 ・利用時間 8:30~17:30 ・電話番号 058-380-3777 ・苦情解決責任者 管理者 五島 麻美
各務原市役所 社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地:各務原市那加桜町1丁目69番地 ・電話番号:058-383-1126
運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県運営適正化委員会 ・所在地:岐阜県岐阜市下奈良2丁目2-1 岐阜県福祉農業会館 6階 ・電話番号:058-278-5136

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 管理者 五島 麻美 ・利用時間 8:30~17:30 ・電話番号 058-380-3777
------------------	--

11 協力医療機関

医療機関	医療法人聡仁会
名称	酒井クリニック
医院長名	酒井 聡
所在地	岐阜県各務原市蘇原柿沢町1丁目47番地
電話番号	058-382-1002

12 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 有 ・スプリンクラー 有

	<ul style="list-style-type: none"> ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。
平時の訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
保険加入	<p>事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。</p> <p>加入保険会社名：日新火災海上保険</p> <p>加入保険内容：火災保険</p>

13 当事業所御利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所の設備、器具は本来の用法にしたがって御利用ください。これに反した御利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	全室禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては希望により世話人及びバックアップ事業所にて管理を致します。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は御遠慮ください。